

尾張旭市第六次総合計画策定基本方針

令和4年1月31日 企画部企画課

I 趣旨

平成23年の地方自治法の改正により「市町村基本構想の策定義務」が廃止され、その策定は議会の議決の有無を含め、市町村に委ねられることとなりました。

本市では、根拠条例を制定した上で「尾張旭市第五次総合計画（以下「現総合計画」といいます。）」を策定し、行政評価の手法を活用しながら進行管理を行ってきましたが、基本的に「尾張旭市第四次総合計画」を継承しているため、内容面でも運用面でも硬直化が進行しつつあります。

また、相次ぐ激甚災害や人口減少、少子高齢化といった課題のほか、コロナ禍への対応なども求められており、今後も総合計画が「市民と行政の共通の導き手」であり続けるためには、改めてその必要性和内容の適否が問われています。

このため、一度基本に立ち返って総合計画の役割などを整理し、必要性を改めて確認するものです。

II 次期総合計画の必要性

- 「市民とのビジョンの共有」、「計画的な市政運営の推進」、「全ての政策分野における一貫性の確保」を図るため、現総合計画に引き続き、「尾張旭市第六次総合計画」を策定します。
- 「尾張旭市総合計画に関する条例」に基づき、「総合的かつ計画的に市政運営を図るための長期的なまちづくりの指針」として、現総合計画が終了する令和5年度末までに策定します。

III 次期総合計画の位置づけ

- 一貫性あるまちづくりを計画的に推進するための指針
- 全ての政策分野における最上位の計画

IV 策定方法

1 市民参画

(1) 市民アンケートの実施

本市での生活や、将来のまちづくりの方向性に対する市民の意向を把握するため、16才以上の市民から無作為に抽出した3,000人を対象にして、アンケートを実施します。

(2) 事業者ヒアリングの実施

本市での事業や、将来のまちづくりの方向性に対する事業者の意向を把握するため、事業者ヒアリングを実施します。

(3) 生徒や学生からの意見の聴取

ア 本市の将来を担う中学生の意向を把握するため、市内中学校の全生徒を対象としたアンケートを実施します。

イ 将来を担う若者の意見を広く募るため、高校や大学と連携した取組を実施します。

(4) 市民ワークショップの開催

将来のまちの姿と一緒に考え、まちづくりの課題を検討するため、ワークショップを開催します。

なお、上記の(1)や(2)の実施の際に「参加の案内」を同封することによって、これまで市政に関わる機会や経験のなかった方を含め、より広く多くの市民の参加を募ります。(プラーヌクスツェレの手法を活用)

(5) パブリックコメントの実施

調製された総合計画案に対する意見を広く募集するため、令和5年度にパブリックコメントを実施します。

(6) SNSの活用

総合計画を身近に感じていただけるように、SNSなどを活用して、総合計画の策定状況などを随時お知らせします。

2 総合計画審議会

(1) 審議会への諮問

条例の規定に基づき、基本構想や施策別計画の原案を「尾張旭市総合計画審議会」に諮問し、内容の調査や審議を行います。

なお、審議会は、行政委員会の委員や公共的団体の役員又は職員のほか、学識経験を有する方や市民から公募した方など、15人以内で構成します。

(2) 審議会の開催

令和5年11月の答申を予定し、令和5年3月頃から全体会を4回程度、分野ごとの部会を3～4回程度開催します。

3 議会

策定の過程においては、議会との「意見交換」を開催します。

4 庁内各課等

(1) 現行計画の検証などを実施するため、職員向けのアンケートを実施します。

(2) 総合計画の策定方針や総合計画の原案を策定するため、幹部職員で構成する「総合計画策定会議」を設置します。

(3) 総合計画策定会議が所掌する事項を検討するため、「庁内プロジェクトチーム」を設置します。

V 計画の名称

計画名は、これまでの計画との連続性を保つため、「尾張旭市第六次総合計画」とします。

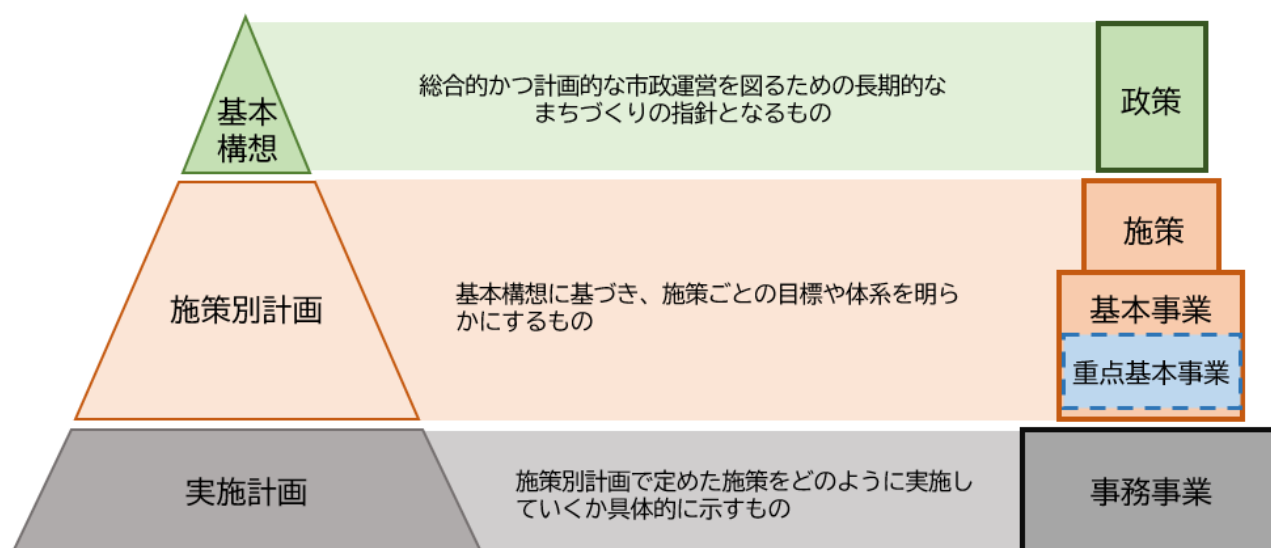
なお、市民に親しみを持っていただくため、策定の過程において、計画の愛称などを「副題」として設定することも、必要に応じて検討します。

VI 総合計画の概要

1 計画の構成と運用

- (1) 市の取組を、市民に分かりやすく体系的に整理するため、長期的なまちづくりの指針である「基本構想」と、これを実現するための方策を示す「施策別計画」、そして、この計画の実施方法などを具体的に示す「実施計画」の3層構造で構成します。
- (2) 「基本構想」には、まちづくりの方向や目的を示す「政策」を掲げます。
- (3) 「施策別計画」には、「政策」を実現するために取り組む方策（施策）と、これを実現するための具体的な手段（基本事業）を掲げます。
- (4) 「実施計画」には、予算編成の基礎資料等とするため、「施策別計画」の達成のための個別の事業（事務事業）を掲げます。
- (5) 重点的に取り組む内容を明らかにするため、「基本事業」のうちから「重点基本事業」を選定し、これを「重点パッケージ」として取りまとめ運用します。

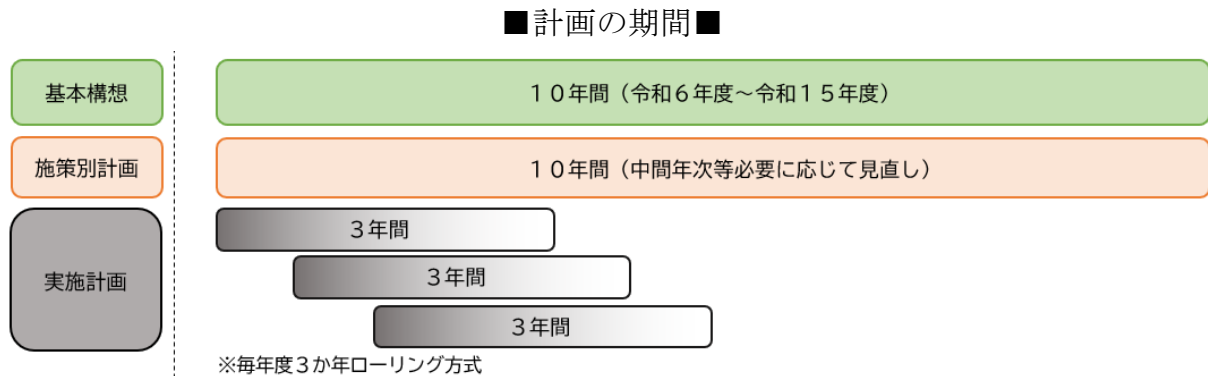
■ 計画の構成と体系 ■



2 計画の期間

- (1) 「基本構想」は、大きなめざすべき将来像であり、市全体のまちづくりの拠り所として揺るぎない指針となるため、計画期間は10年間とします。

- (2) 「施策別計画」の計画期間は、「基本構想」と同じく10年間としますが、感染症の流行などといった想定外の事態にも柔軟に対応できるようにするため、中間年次等必要に応じて見直します。
- (3) 「実施計画」は、財政状況や市民生活を取り巻く環境変化などに対応するため、3か年のローリング方式で毎年度策定します。



3 議会議決の対象

条例の規定に基づき、「基本構想」を議会議決事項とします。

4 他計画等との一体化

- (1) 「施策別計画」の「重点パッケージ」の内容は、「まち・ひと・しごと創生尾張旭市総合戦略」の内容が含まれることになるため、これらを一体化します。
- (2) 計画策定の際に実施する「人口推計」は、「まち・ひと・しごと創生尾張旭市人口ビジョン」の内容と重複することになるため、これらを一体化します。

VII 計画策定の視点

1 計画の性格

今後のまちづくりは、行政のみではなく、市民や団体、事業者などの協力が不可欠であり、その方向性をお互い共有することが必要となります。

このため、まちづくりに関わる全ての方々の取組全般を対象とした計画とし、市民の役割や取組を明示します。

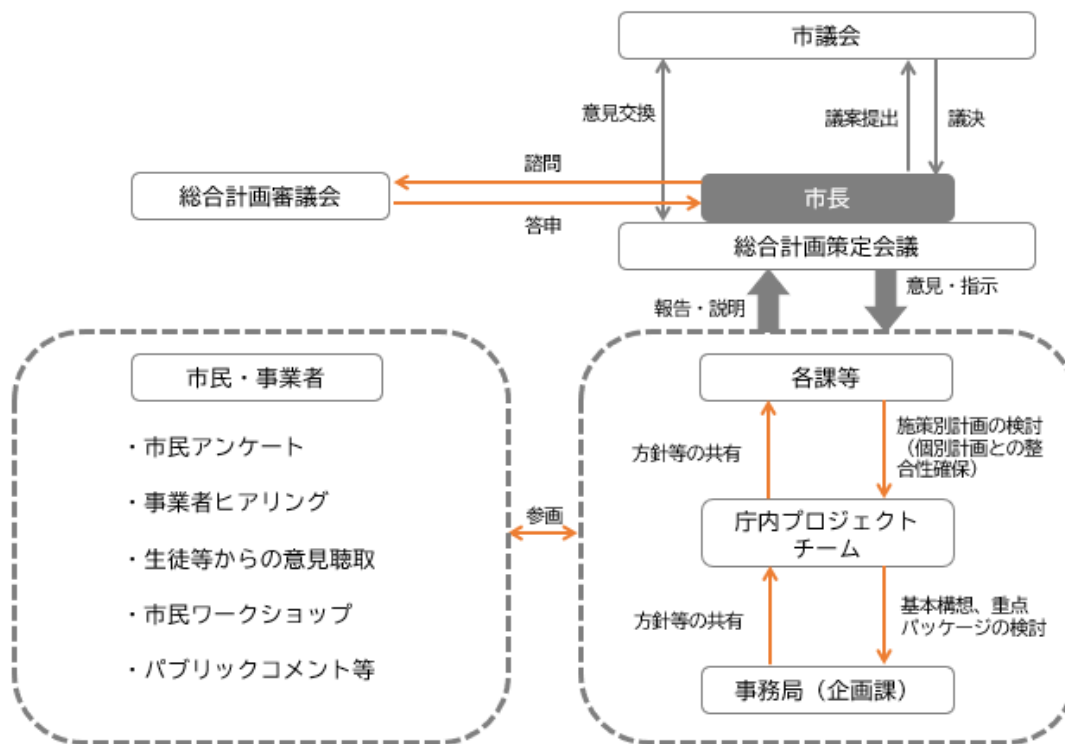
2 政策などの検討

- (1) 「基本構想」の実現のため、政策や施策などについては、「未来のあるべき姿・目標」から現在に向けて逆算する方法（バックキャスティング）で検討します。
- (2) 分野ごとの個別計画との一貫性を保つため、「施策別計画」には、該当する個別計画を示します。
- (3) 「誰も取り残さない」持続可能な社会の実現に向けた取組を明確にするため、該当するSDGsの目標を、施策ごとに示します。

VIII 計画のマネジメント

分かりやすい計画とするため、成果指標と活動指標を整理するとともに、達成度を示す指標のあり方を見直します。

IX 策定体制



X 策定の流れ（予定）

※ 策定に係る今後の大まかな流れを示しています。

